

令和7年度熊本市交通事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本市交通事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

軌 道 事 業

	(補正前)	(補 正)	(計)
(3) 年 間 輸 送 人 員	11,288,000人	△ 1,806,000人	9,482,000人
1 日 平 均	30,926人	△ 4,948人	25,978人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業収益	2,973,420千円	△ 314,499千円	2,658,921千円
第1項 営業収益	2,146,572千円	△ 322,894千円	1,823,678千円
第2項 営業外収益	824,283千円	7,251千円	831,534千円
第3項 特別利益	2,565千円	1,144千円	3,709千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業費用	2,751,208千円	123,144千円	2,874,352千円
第1項 営業費用	2,691,162千円	37,536千円	2,728,698千円
第2項 営業外費用	60,046千円	23,202千円	83,248千円
第3項 特別損失	0千円	62,406千円	62,406千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額512,035千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,420千円、過年度分損益勘定留保資金41,695千円及び当年度分損益勘定留保資金385,920千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額419,428千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額108,266千円、過年度分損益勘定留保資金43,685千円及び当年度分損益勘定留保資金267,477千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的収入	1,833,672千円	181,390千円	2,015,062千円
第1項 企業債	1,103,600千円	164,800千円	1,268,400千円
第2項 国(県)補助金	467,252千円	△ 24,654千円	442,598千円
第3項 他会計補助金	262,820千円	41,244千円	304,064千円
(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的支出	2,345,707千円	88,783千円	2,434,490千円
第1項 建設改良費	1,726,527千円	181,607千円	1,908,134千円
第2項 企業債償還金	397,180千円	△ 824千円	396,356千円
第4項 投資	92,000千円	△ 92,000千円	0千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位:千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	1,103,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件による。また、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することもある。	1,268,400	補正前に同じ		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,368,261千円	60,087千円	1,428,348千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	574,400千円	△700千円	573,700千円

熊 本 市 長 大 西 一 史